

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

**告 示**

- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件 三〇三
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があつた件 三〇四
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 三〇五
- 保安林の指定施業要件を変更する件二件 三〇五
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 三〇六
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 三〇六
- 道路の供用を開始する件 三〇六

**公 告**

- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があつた件 三〇六
- 一般競争入札を行う件 三〇九
- 落札者を決定した件 三一一
- 福島県労働委員会 三一一
- あつせん員候補者として委嘱した件 三一一

## 告 示

### 福島県告示第四百九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和四年七月八日から同年十一月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備

え置いて縦覧に供する。  
令和四年七月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）会津若松市門田町PJ新築工事 福島県会津若松市門田町大字黒岩大坪二番地ほか
- 二 変更した事項

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（変更前）カインズホーム会津若松店  
福島県会津若松市門田町大字黒岩大坪二番地ほか  
（変更後）（仮称）会津若松市門田町PJ新築工事  
福島県会津若松市門田町大字黒岩大坪二番地ほか
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
（変更前）株式会社カインズ  
代表取締役 土屋 裕雅  
埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目二番一号  
（変更後）株式会社MIDORI  
代表取締役社長 中島 健一  
福島県郡山市下亀田一六番一六号  
株式会社ゲオホールディングス  
代表取締役 遠藤 結蔵  
愛知県名古屋市中区富士見町八番八号

- 三 変更した年月日  
令和四年三月二十二日
- 四 届出年月日  
令和四年六月二十三日
- 五 届出をした者  
株式会社福島アスコ

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第四百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和四年七月八日から同年十一月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
令和四年七月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)会津若松市門田町PJ新築工事 福島県会津若松市門田町大字黒岩大坪二番地ほか
- 二 変更しようとする事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時から午後八時

(変更後) 午前八時から午後十一時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時から午後八時三十分

(変更後) 午前七時三十分から午後十一時三十分

3 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前七時三十分から午後七時

(変更後) 午前六時から午後十時

変更しようとする年月日

令和四年七月一日

届出年月日

令和四年六月二十三日

届出をした者

株式会社福島アスコ

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百九十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年七月八日から同年八月八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。  
令和四年七月八日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

仙台ターミナルビル郡山店 福島県郡山市燧田一九五番地ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
令和四年七月八日

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
相馬市玉野字岩下六一、六二の一、六三
- 二 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字岩下六一、六二の一、六三(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第五百号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。  
令和四年七月八日

福島県知事 内堀雅雄

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市上名倉字大石前三の六(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

水害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

福島市上名倉字大石前三の一(次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

保安林として指定された目的

- 3 変更後の指定施業要件  
 (一) 立木の伐採の方法  
 (1) 主伐は、択伐による。  
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。
- 三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 福島市上名倉字大石前二〇の一、二〇の四、二二の一、二二の二、二二の三、二五の一  
 (次の図に示す部分に限る。)、二五の二
- 2 保安林として指定された目的  
 水害の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
 (一) 立木の伐採の方法  
 (1) 主伐は、択伐による。  
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。
- 四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 福島市上名倉字下河原二の一  
 保安林として指定された目的  
 水害の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
 (一) 立木の伐採の方法  
 (1) 主伐は、択伐による。  
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。
- 五 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 福島市佐原字二金坪二八の二〇、四二  
 保安林として指定された目的  
 水害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- 
- (一) 立木の伐採の方法  
 (1) 主伐は、択伐による。  
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。
- 六 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 福島市佐原字手城森二一の二  
 保安林として指定された目的  
 水害の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
 (一) 立木の伐採の方法  
 (1) 主伐は、択伐による。  
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。
- 七 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 福島市佐原字西手城森二一の一、二二の一、二三の一  
 保安林として指定された目的  
 水害の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
 (一) 立木の伐採の方法  
 (1) 主伐は、択伐による。  
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
 (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
 (二) 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。
- 八 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
 福島市庄野字二合内前一六の九、二〇の五  
 保安林として指定された目的  
 水害の防備
- 3 変更後の指定施業要件  
 (一) 立木の伐採の方法  
 (1) 主伐は、択伐による。  
 (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標

- 準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 九 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
福島市桜本字遊山小屋五、六の二
- 2 保安林として指定された目的  
水害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 十 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
福島市桜本字北道田二二の一、二四の一
- 2 保安林として指定された目的  
水害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 十一 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
福島市庄野字二合内南一の一、一の二、一の八、一の二〇、二の三、一〇の二、一〇の三、一〇の五
- 2 保安林として指定された目的  
水害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 十二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
福島市桜本字西蟹田五三の二
- 2 保安林として指定された目的  
水害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 十三 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
福島市庄野字川原南一五、字北日ノ倉一〇五の一、一〇五の二
- 2 保安林として指定された目的  
水害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、福島市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- 十四 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
伊達市梁川町字上川原四五の五
- 2 保安林として指定された目的  
水害の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、伊達市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水

産部森林林業総室森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。

(森林保全課)

福島県告示第五百一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を柳津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年七月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
五十嵐豊 伊藤豊 岩淵義次 岩淵義三郎 菊地庄意 齋藤留七 佐々木吉平 佐々木金平 佐藤銀三郎 鈴木光好 高久学之助 高久吉兵衛 内藤義晴 芳賀留八 吉野要三
二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(令和四年福島県告示第三百四十号)によること。
3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第五百二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和四年七月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
田久八重子 神野大輔 草野民子 富田由子 佐藤三郎 佐藤一彦 松本智 草野立雄 山崎美代子 大森金壽 草野正志 草野正志
二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(令和四年農林水産省告示第八百五十号)によること。

(森林保全課)

福島県告示第五百三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和四年七月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年七月八日

福島県知事 内堀雅雄

Table with 3 columns: 路線名, 供用開始の区間, 供用開始の期日. Row 1: 一般国道一一四号, 伊達郡川俣町小綱木字前田三〇番一地从先から同郡同町小綱木字一ノ関二六番三地从先まで, 令和四年七月八日

(道路計画課)

公 告

公告第五百五十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和四年七月八日

福島県知事 内堀雅雄

Table with 3 columns: 土地改良区の名称, 退任した役員, 住所. Rows include 磐梯西部土地改良区, 土地改良区 of 矢吹, 田中, 田中, 吉田, 高畑, 鈴木, 田部, 理事.





(金) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和4年7月29日(金)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和4年7月8日(金)から同月29日(金)まで(土曜日及び日曜日並びに同月18日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙15枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和4年7月15日(金)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和4年7月15日(金)午前10時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和4年8月26日(金)午後1時 福島県出納局入札用度課 (郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月25日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Electronic personal dosimeter with alarm 1,100 units

(2) Time-limit of tender (by hand): 1:00 p.m., 26 August 2022

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 25 August 2022

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

## 公告第159号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年7月8日

福島県知事 内堀 雅雄

- 落札に係る物品等の名称及び数量
  - ロータリ除雪車2（2.6m級） 1台
  - 小型除雪車（1.3m級） 1台
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 落札者を決定した日  
令和4年6月10日
- 落札者の氏名及び住所
  - 1の(1)に掲げる物品等 会津機械株式会社 福島県河沼郡会津坂下町大字牛川字砂田588番地
  - 1の(2)に掲げる物品等 会津機械株式会社 福島県河沼郡会津坂下町大字牛川字砂田588番地
- 落札金額
  - 1の(1)に掲げる物品等 71,940,000円
  - 1の(2)に掲げる物品等 22,110,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日  
令和4年4月26日

(入札用度課)

## 福島県労働委員会

## 公告第二号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱したあつせん員候補者は、次のとおりである。

令和四年七月八日

福島県労働委員会

会長 駒田 晋一

氏名	現職	前歴	委嘱年月日
駒田 晋一	福島県労働委員会会長 弁護士	国立大学法人福島大学 経済経営学類助教授	令和4年6月28日
吉高神 明	福島県労働委員会会長代理 国立大学法人福島大学 経済経営学類助教授	国立大学法人福島大学 経済経営学類助教授	同
二瓶 優子	福島県労働委員会公益委員 特定社会保険労務士		同
横 裕康	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
吉田佳世子	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
荒川 聡	福島県労働委員会労働者委員 UASENSEN福島県支部長	UASENSEN大分県支部長	同
大越香代子	福島県労働委員会労働者委員 東芝プレシジョン労働組合福島支部副執行委員長	東芝照明プレシジョン労働組合中央執行委員	同
大槻 光政	福島県労働委員会労働者委員 東北電力労働組合福島県本部委員長	東北電力労働組合福島県本部組織局長	同



菅野 恵	福島県労働委員会労働者委員 トヨタカラー福島労働組合 執行委員	トヨタカラー福島労働組合 評議委員	同
高原 英二	福島県労働委員会労働者委員 日ビエ福島労働組合執行委員 長		同
穴澤 耕二	福島県労働委員会使用者委員 一般社団法人会津地区経営者 協会専務理事	社団法人会津地区経営者 協会事務局長	同
石山 純恵	福島県労働委員会使用者委員 株式会社クリフ代表取締役	株式会社アゴラ専務取 締役	同
板橋 正治	福島県労働委員会使用者委員 福島県経営者協会連合会専務 理事兼事務局長	福島県経営者協会連合 会専務理事代行	同
黒川 明彦	福島県労働委員会使用者委員 株式会社タイヘイドライバ ースクール取締役・顧問	株式会社タイヘイドライ バースクール管理 者・校長	同
小林 文紀	福島県労働委員会使用者委員 株式会社福豆屋専務取締役	株式会社福豆屋常務取 締役	同
吉成 宣子	福島県労働委員会事務局長	福島県商工労働部政策 監	令和3年4 月27日
加藤 靖宏	福島県労働委員会事務局次長 兼審査調整課長	福島県環境創造センタ ー 副所長	令和4年4 月26日
大原 俊子	福島県労働委員会事務局審査 調整課副課長兼主任主査	福島県南保健福祉事 務所健康保健福祉部長 兼保健福祉課長兼会津 児童相談所南会津相談 室長	同

(審査調整課)